

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年4月26日（平成28年（行情）諮問第331号）

答申日：平成28年7月15日（平成28年度（行情）答申第193号）

事件名：施行簿（防衛課）の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月25日付け防官文第1140号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、紙媒体の特定等を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、原処分で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。

実際、諮問庁は過去にWordファイルを特定して開示したことがある。

- (2) 本件対象文書の電磁的記録に履歴情報等が残されている場合があるので、これについても特定を求める。

諮問庁は、過去に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）から「組織全体として不都合な事実を隠ぺいしようとする傾向があったことを指摘せざるを得ない」（平成25年度（行情）答申第233号31頁）などの指摘を受けているのであるから、諮問庁の「利用又は保存されている状態になく」との諮問庁の主張を真に受けるわけにはいかないため、本件対象文書の履歴情報等の有無について、審査会が直接確認することを求める。

- (3) 原処分で特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容が複製されたものであるかの確認を求める。

- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成2

4年4月4日付け防官文第4639号)として特定されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

(5) 本件対象文書につき、紙媒体があれば、その特定・開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「施行簿(防衛課)」(本件対象文書)を特定し、平成28年1月25日付け防官文第1140号により、法9条1項の規定に基づく開示決定(原処分)を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、システム内で作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務づけるような趣旨の規定はないことから、原処分においては、「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報等については、防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

(4) 異議申立人は、「行政文書」に関する国の解釈に従い、本件対象文

書の紙媒体についても特定するよう求めるが、本件対象文書の取扱いは、上記（１）のとおり、システム内で電磁的記録として管理することにより行っており、紙媒体は保有していない。

（５）以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成２８年４月２６日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年５月３０日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年７月１３日 | 審議 |

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書（電磁的記録）を特定し、開示する決定（原処分）を行った。これに対して異議申立人は、紙媒体の特定を求めるところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の紙媒体の保有の有無について検討する。

２ 本件対象文書の紙媒体の保有の有無について

諮問庁は、上記第３の２（１）及び（４）のとおり、本件対象文書についてはシステム内で作成・管理しているものである旨説明しているため、当審査会において、同システムから本件対象文書を抽出・印字したものを確認したところ、これは、コンピュータにより作成され、文書の施行日、文書番号、件名、起案者、施行方法等の情報が記された、施行文書１件につき１行の表形式の文書であることが認められた。

このような本件対象文書の性質に加え、異議申立人の主張を踏まえても、紙媒体の存在をうかがわせる事情は何ら存在しないことからすれば、防衛省において、本件対象文書の外に特定すべき文書（紙媒体）を保有しているとは認められない。

３ 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４ 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙 1 (本件請求文書)

施行簿 (防衛課)。* 電磁的記録が存在する場合, その履歴情報も含む。*
* 2015. 6. 30 - 本本 B 4 2 9 で特定された文書の全文。

別紙 2（本件対象文書）

施行簿（防衛課）